

## ◆◆◆薬局開設許可申請について◆◆◆

## 1. 薬局開設許可申請について

- ◎ 申請から許可までの標準的事務処理期間：20 日
- ◎ 申請手数料：29,000 円
- ◎ 提出部数：1 部（写しを取って、控えを保管してください。）

以下の場合、新たな許可申請が必要です。

- (1) はじめて薬局を開設する場合。
- (2) 既に許可を得ている薬局の申請者が変わる場合。
- (3) 既に許可を得ている薬局の組織を変更する場合。  
(個人⇄法人、法人が別法人に吸収合併される場合など)
- (4) 既に許可を得ている許可の種類が変わる場合。(店舗販売業⇄薬局)
- (5) 既に許可を得ている薬局を別の場所に移転する場合。
- (6) 薬局を全面改築する場合。
- (7) 許可更新申請を許可満了日までに行わなかった場合。(許可の期限が切れた場合。)
- ※ 申請前に、豊中市保健所へお問い合わせください。
- ※ 保険薬局の指定を受ける場合は、厚生労働省近畿厚生局にお問い合わせください。

## 2. 許可要件の主なもの(※ 詳細は、審査基準をご覧ください。)

- (1) 管理薬剤師を置くこと。
- (2) 医薬品の購入者が容易に出入りできる構造であり、薬局であることがその外観から明らかであること。
- (3) 薬局の総面積は 19.8 m<sup>2</sup>以上で医薬品等の販売場所と 6.6 m<sup>2</sup>以上の調剤室を有し、調剤に必要な設備及び器具を備えること。
- (4) 情報提供のための設備を設置すること。
- (5) 開店時間外に特定販売(その薬局におけるその薬局以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。)の販売又は授与をいう。)のみを行っている営業時間がある場合、画像又は映像をパソコン等により市長等の求めに応じて直ちに電送できる設備(注)を備えること。  
(注) デジタルカメラ、電話、電子メール、デジタルカメラで撮影した画像を電子メールに添付して電送するために必要な設備(ケーブル等)
- (6) 開店時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務していること。
- (7) 業務に係る指針及び手順書を作成すること。

### 3. 薬局開設許可申請

#### 3-1 提出書類一覧

※ ◎は必須、○は場合によっては必要 (3-3 添付書類の省略もご参照ください。)

| 提出書類   | 必須※ | 備考   |
|--|-----|------|
| ①薬局開設許可申請書   | ◎   |      |
| ②付近の見取図  | ◎   | * 2  |
| ③フロア全体の平面図   | ○   | * 3  |
| ④薬局の平面図  | ◎   | * 4  |
| ⑤体制省令で求められる指針・手順書  | ◎   | * 5  |
| ⑥管理者及びその他の薬剤師・登録販売者の「氏名」「住所」「週当たりの勤務時間数」「薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日又は販売従事登録の登録番号及び登録年月日」を記載した書類 | ◎   | * 6  |
| ⑦特定販売に関する書類 (特定販売をおこなう者のみ必要)   | ○   | * 7  |
| ⑧登記事項証明書 (発行後 6 ヶ月以内のもの、写し可 * 1)<br>(申請者が法人である場合のみ必要)                                  | ○   | * 8  |
| ⑨管理者及びその他の薬剤師・登録販売者に対する使用関係を証する書類  | ◎   | * 9  |
| ⑩放射性医薬品に関する書類 (放射性医薬品を取り扱うもののみ必要)  | ○   | * 10 |
| ⑪申請者に係る医師の診断書 (発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可 * 1)  | ○   | * 11 |
| ⑫勤務表   | ◎   | * 12 |
| ⑬資格を証する書類の写し * 1   | ◎   | * 13 |
| ⑭無菌調剤室の共同利用に関する書類 (無菌調剤室を共同利用するもののみ必要)   | ○   | * 14 |
| ⑮薬剤師不在時間の対応に関する書類 (薬剤師不在時間を設けるもののみ必要)  | ○   | * 15 |
| ⑯健康サポート薬局に関する書類 (健康サポート薬局の表示をするもののみ必要)   | ○   | * 16 |

\* 1 資格を証する書類、登記事項証明書及び医師の診断書等 (以下、証書等) の写しについて  
写しを提出する場合、以下の (ア) ~ (ウ) の事項を写しの余白部分等へ記載して申請者が証明を行い、当該原本証明がなされたものを提出してください。

#### 【記載事項】

(ア) 当該写しが原本と相違ない旨

(イ) 原本証明を行った年月日

(ウ) 証明者の氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

また、一度の申請等で原本証明の対象となる証書等が複数枚となる場合は、上記の原本証明方法に替えて原本証明した証書等を一覧化した原本証明書を作成の上、提出いただくことも可能です。

なお、添付した証書等の写しの内容に疑義がある場合は、原本の確認を求めることがあります。

\* 2 付近の見取図

・後出の記載例を参考に作成してください。

\* 3 フロア全体の平面図

・ビル等の同一フロアに複数の店舗がある場合は、当該フロア全体の配置がわかる平面図が必要です。

・後出の記載例を参考に作成してください。

\* 4 薬局の平面図

・後出の記載例を参考に作成してください。

\* 5 体制省令で求められる指針・手順書

・「調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要」及び「医薬品の販売又は

授与を行う体制の概要」を示す書類として作成してください。申請時には、指針・手順書の原本とそれらの概要を示すもの（下記例参照）を提出してください。確認の上、後日返却します。

【参考】指針・手順書の項目

|        |  |
|--------|--|
| 指針の項目  | (1) 基本的考え方に関すること。<br>(2) 従業者に対する研修の実施に関すること。<br>(3) 医薬品安全使用責任者に関すること。<br>(4) 事故報告の体制の整備に関すること。<br>(5) 手順書に関すること。<br>(6) 情報の収集・改善のための方策の実施に関すること。   |
| 手順書の項目 | 1. 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関するもの<br>(1) 薬局で取り扱う医薬品の購入に関する事項<br>(2) 医薬品の管理に関する事項<br>(3) 医薬品の販売及び授与の業務に関する事項<br>(4) 医薬品情報の取扱いに関する事項<br>(5) 事故発生時の対応に関する事項<br>(6) 他施設(医療機関、薬局等)との連携に関する事項<br>(7) 医薬品の貯蔵、陳列、搬送等の手順に関する事項<br>2. 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関するもの<br>(1) 医薬品の譲受時の確認に関する事項<br>(2) 偽造医薬品の混入や開封済み医薬品の返品を防ぐための返品の際の取扱いに関する事項<br>(3) 貯蔵設備に立ち入ることができる者の範囲と立ち入る際の方法に関する事項<br>(4) 医薬品の譲渡時の文書同封に関する事項<br>(5) 封を開封して販売・授与する場合(調剤の場合を除く。)に関する事項<br>(6) 患者等に対して販売包装単位で調剤を行う場合に関する事項<br>(7) 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品を発見した際の対応に関する事項<br>(8) その他、偽造医薬品の流通防止に向け、医薬品の取引状況の継続的な確認や自己点検の実施等に関する事項<br>(9) 購入者等の適切性の確認や返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断等、管理者の責任において行う業務の範囲に関する事項<br>3. 薬剤師不在時間を設ける場合には、薬局の適正な管理のための業務に関するもの<br>(1) 調剤室等の閉鎖に関する事項<br>(2) 薬局における掲示に関する事項<br>(3) 薬局の管理者不在時間内の体制に関する事項<br>(4) 薬剤師不在時間内の登録販売者による第二、三類医薬品の販売に関する事項<br>(5) 薬剤師不在時間内に調剤を行う必要が生じた場合の対応に関する事項 |

- \* 6 管理者及びその他の薬剤師・登録販売者の「氏名」「住所」等を記載した書類  
 ・所定の様式を用いて作成してください。
- \* 7 特定販売に関する書類（特定販売をおこなう者のみ）  
 ・詳細は、豊中市ホームページ「特定販売について」をご参照ください。
- \* 8 登記事項証明書（登記簿謄本）（申請者が法人である場合のみ）  
 ・写しを提出する場合は、2ページの \* 1をご確認ください。  
 ・合併又は分社化により登記事項証明書が添付できない場合は、事前に申請窓口へ相談してください。
- \* 9 管理者及びその他の薬剤師又は登録販売者の使用関係を証する書類

|     |    |                                |                                      |
|-----|----|--------------------------------|--------------------------------------|
|     |    | 必要書類                           |                                      |
|     |    | 管理者及びその他の薬剤師<br>又は登録販売者を雇用する場合 | 開設者(法人の場合は取締役(執行役))<br>が管理薬剤師を兼務する場合 |
| 開設者 | 個人 | 雇用契約書の写し<br>又は使用関係証書           | 誓約書                                  |
|     | 法人 |                                |                                      |

- ・個人開設者が管理薬剤師の場合、必要書類は不要ですが、申請書備考欄に「他の場所において薬事に関する業務に従事しない」旨を記載してください。
- \* 10 放射性医薬品に関する書類（放射性医薬品を取り扱うもののみ）  
 ・放射性医薬品を取り扱おうとするときは、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類を提出してください。
- \* 11 申請者（法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員）に係る医師の診断書  
 ・精神の機能の障がいにより業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切

に行うことができないおそれがある者である場合のみ提出してください。

- ・写しを提出する場合は、2 ページの \* 1 をご確認ください。

\* 12 勤務表

- ・勤務表は、薬剤師が 1 名の場合であっても提出してください。

\* 13 資格を証する書類の写し (2 ページの \* 1 をご確認ください。)

- ・薬剤師の場合：薬剤師免許証の写し
- ・登録販売者の場合：販売従事登録証の写し

\* 14 無菌調剤室の共同利用に関する書類 (無菌調剤室を共同利用するもののみ)

- ・薬局開設許可申請書の備考欄に、無菌調剤室提供薬局の許可番号、名称及び所在地を記入し、契約書等※の原本と契約書の写しを添付してください。

※「契約書等」に記載されている次の①～③を窓口で確認後、原本は返却します。

- ①指針に関すること。
- ②薬剤師に対する研修の実施その他必要な措置に関すること。
- ③無菌調剤室を利用した無菌製剤処理に係る事故発生時の報告体制に関すること。

\* 15 薬剤師不在時間の対応に関する書類 (薬剤師不在時間を設けるもののみ)

- ・「薬剤師不在時の対応についてのチェックリスト」を作成してください。

\* 16 健康サポート薬局に関する書類 (健康サポート薬局の表示をするもののみ)

- ・詳細は、豊中市ホームページ「健康サポート薬局について」をご参照ください。

### 3-2 現地調査時に確認するもの

薬局の構造設備

### 3-3 添付書類の省略

医薬品医療機器等法等の規定による申請又は届出の際に添付すべき書類について、当該申請等以前に同一申請(届出)者が同一書類を医薬品医療機器等法又は毒物及び劇物取締法に係る書類として既に本市に提出されている場合は、その旨を申請書等の備考欄に記載することにより、書類の添付を省略することができます。ただし、先に提出した内容と変更のない場合に限ります。

(1) 添付書類を省略できない場合

- ・許可(登録)期限切れにより、新たに許可(登録)申請する場合。
- ・当該書類を添付した申請等に係る許可(登録)店舗等を廃止してから 30 日を超えて申請する場合。
- ・薬事に関する業務を本市で継続して実施していない場合。

(2) 省略できる添付書類と条件

- ・登記事項証明書
  - ※提出後に変更があった場合は、省略できません。
- ・薬剤師免許証及び販売従事登録証の写し
  - ※本市に提出していない場合は、省略できません。
- ・使用関係を証する書類
  - ※薬局管理者については省略できません。

(3) 添付書類を省略する場合の備考欄への記載事項

当該書類を提出した薬局等の名称、許可(登録)番号、申請(届出)の年月日等を記載し、省略する添付書類に印 (☑) をつけてください。

**3-4 併せて、次の業態を取得する場合****3-4-1 薬局製造販売医薬品製造業・製造販売業**

(提出書類)

- ① 薬局製造販売医薬品製造業許可申請書
- ② 薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請書
- ③ 薬局製造販売医薬品製造販売承認申請書 2部 (品目表を含む)

(手数料)

① : 11,000 円 ② : 6,300 円 ③ : 90 円×417 品目 (令和 5 年 1 月 1 日現在)

**3-4-2 高度管理医療機器等販売業・貸与業**

(提出書類)

- ① 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書
- ② 管理者の使用関係を証する書類 (管理薬剤師が兼務する場合は省略可)
- ③ 管理者の資格を証する書類の写し (管理薬剤師が兼務する場合は省略可)  
(2 ページの \* 1 をご確認ください。)

(手数料)

29,000 円

**3-4-3 毒物劇物販売業**

(提出書類)

- ① 毒物劇物販売業登録申請書
- ② 毒物劇物取扱責任者設置届
- ③ 毒物劇物取扱責任者の医師の診断書  
(発行後 3 ヶ月以内のもの、写し可 : 写しを提出する場合は、2 ページの \* 1 をご確認ください。)
- ④ 毒物劇物取扱責任者の使用関係を証する書類 (管理薬剤師が兼務する場合は省略可)
- ⑤ 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類の写し (管理薬剤師が兼務する場合は省略可)  
(2 ページの \* 1 をご確認ください。)
- ⑥ 毒物劇物取扱責任者の誓約書 (豊中市の取扱責任者設置届の様式を使用する場合は省略可。欠格条項に関する誓約書です。)

(手数料)

14,700 円

**3-4-4 麻薬小売業**

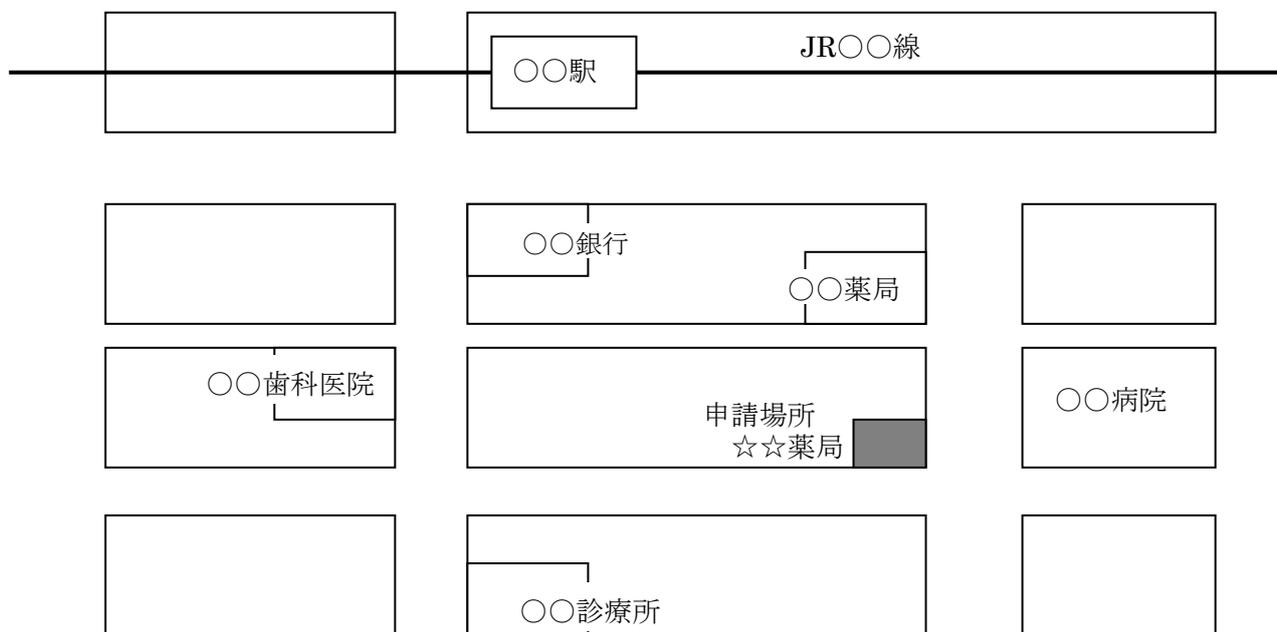
※詳細は、茨木保健所 生活衛生室 薬事課 (TEL : 072-620-6706)へお問い合わせください。

#### 4. 申請書等記載上の留意事項

##### 4-1 付近の見取り図

- (1) 最寄りの駅等から薬局まで分かるようにしてください。
- (2) 定規等を用いて正確に作成してください。なお、インターネット等から印刷した図面を添付することでも差し支えありません。

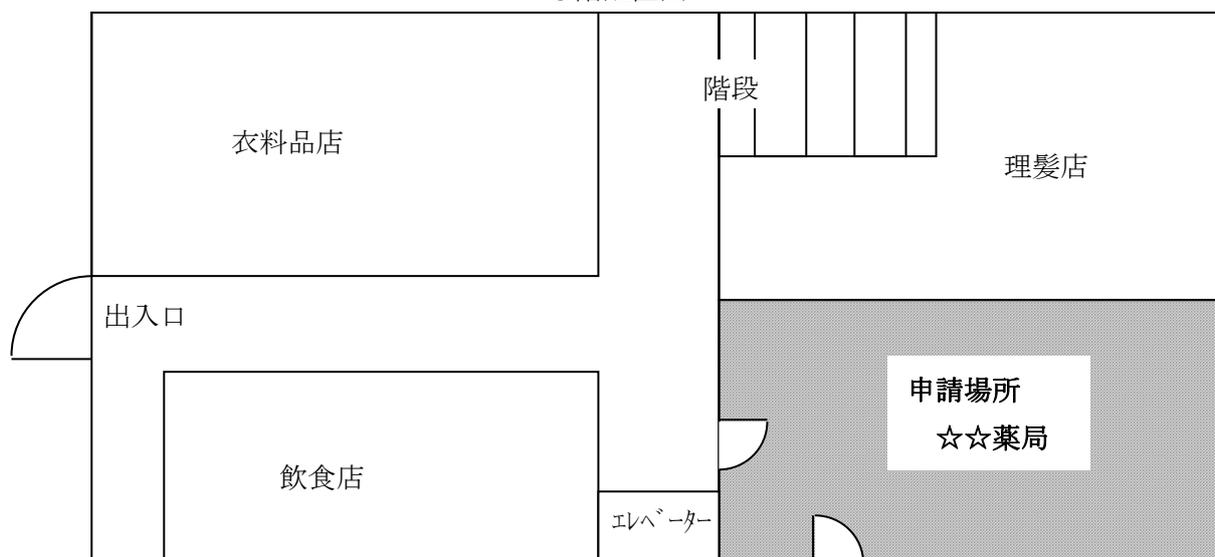
(記載例)



##### 4-2 フロア全体の平面図

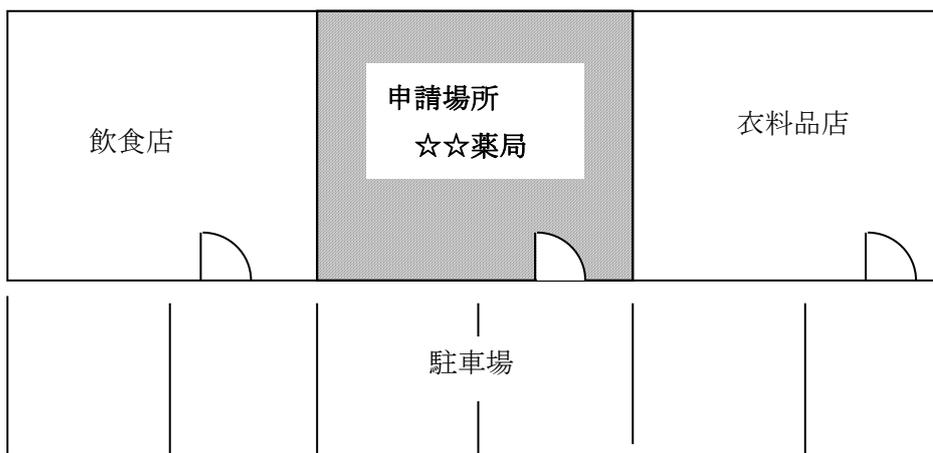
◆ビル等で同一フロアに複数店舗がある場合 (記載例)

○階配置図



◆一つの建物に複数の店舗がある場合（記載例）

建物全体の配置図



公道

<参考>

認められない薬局の構造の例

※ 構造設備については、事前にご相談ください。

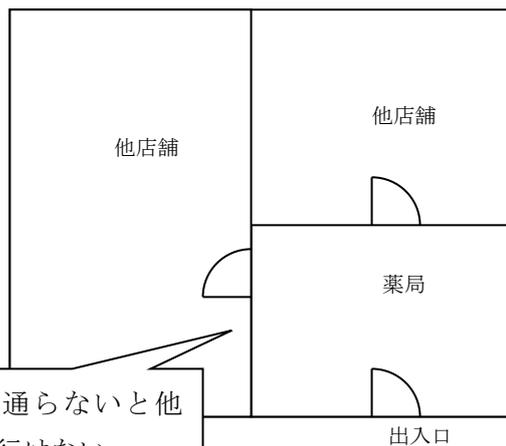
\* 1 薬局が通り抜け構造になっている。

\* 2 調剤室が通り抜け構造になっている。

\* 3 情報提供の設備がない。

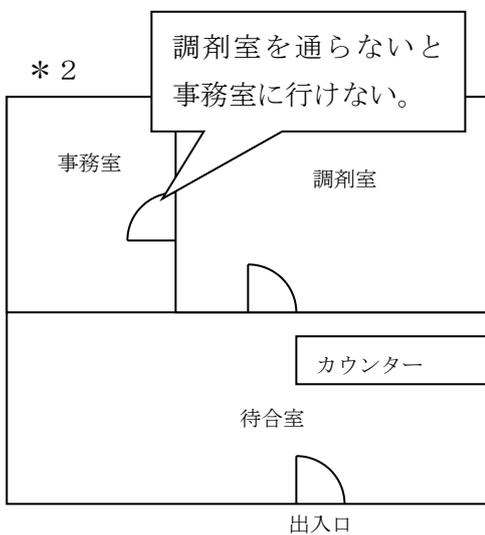
（図のような構造は対面販売と認められません。）

\* 1



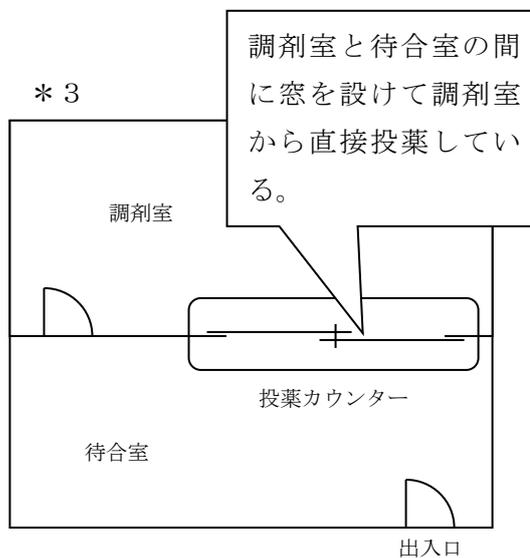
薬局を通らないと他店舗に行けない。

\* 2



調剤室を通らないと事務室に行けない。

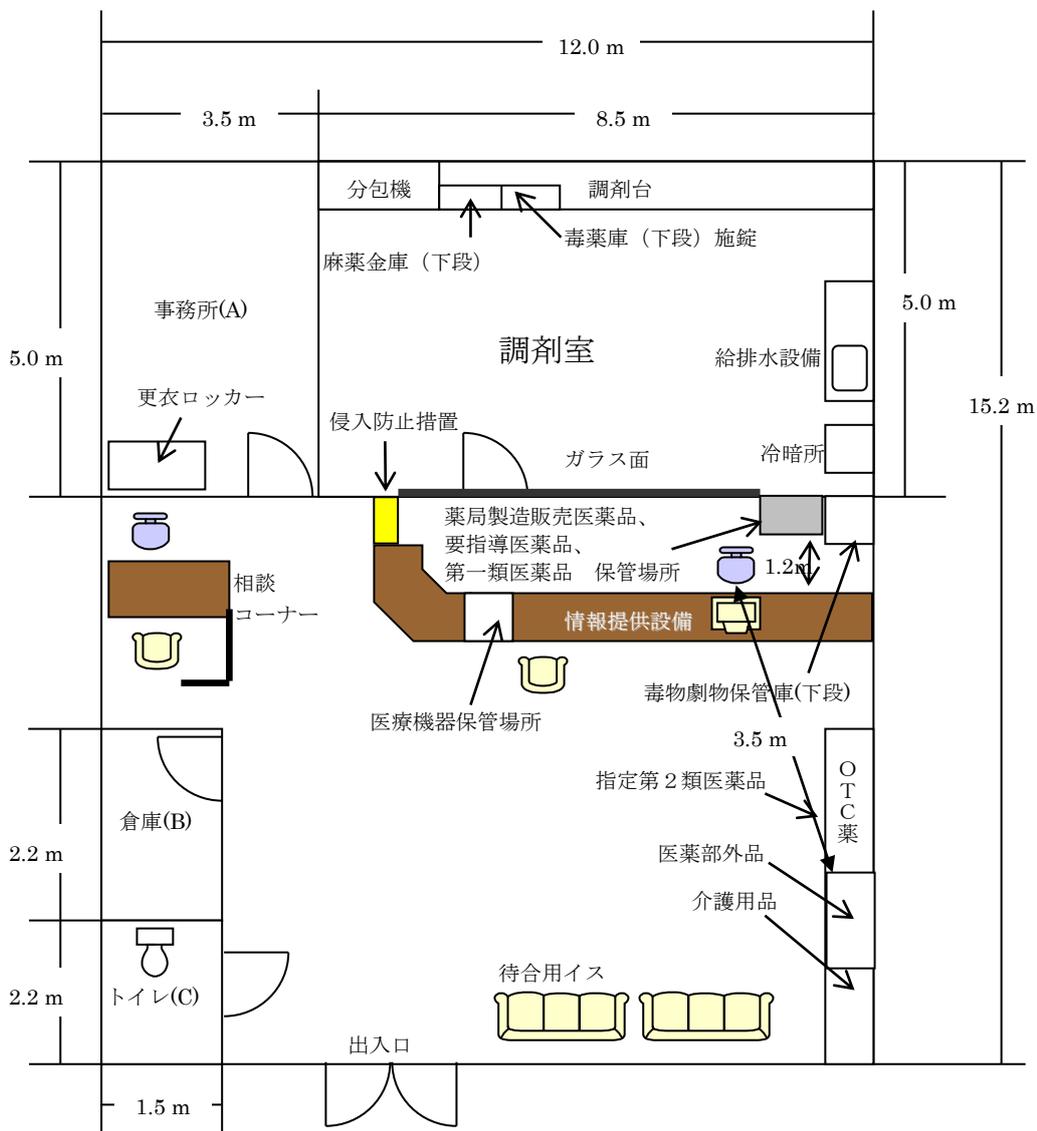
\* 3



調剤室と待合室の間に窓を設けて調剤室から直接投薬している。

## 4-3 薬局の平面図（記載例）

## 4-3-1 無菌調剤室のない場合



## &lt;面積算出式&gt;

$$\text{薬 局} : 12.0 \times 15.2 - (3.5 \times 5.0 \text{ (A)} + 2.2 \times 1.5 \text{ (B)} + 2.2 \times 1.5 \text{ (C)}) = 158.3\text{m}^2$$

$$\text{調剤室} : 8.5 \times 5.0 = 42.5\text{m}^2$$

## 平面図 記載時の留意点

- ◆ 定規等を用いて作成してください。
- ◆ 薬局の面積、調剤室の面積が算出できるようなりの寸法を記載してください。
- ◆ 平面図の余白欄に調剤室、薬局面積の算出式を記載してください。
- ◆ 薬局の面積は  $19.8\text{m}^2$  以上、調剤室の面積は  $6.6\text{m}^2$  以上を確保すること。天井までの高さが  $2.1\text{m}$  未満のところ（階段下など）や柱部分は有効面積から省いてください。

## &lt;薬局&gt;

- ◆ 更衣室、事務室、トイレ、倉庫等の付属設備を有している場合は、これらの面積は薬局の面積として算出しないでください。
- ◆ 薬局、調剤室の出入口、住居との区画がよくわかるように記載してください。
- ◆ 医薬品を取り扱うのにふさわしい、換気が十分で清潔な薬局にしてください。
- ◆ 常時居住する場所、不潔な場所から明確に区別してください。

- ◆ 薬局が他の場所（当該薬局の事務所等の付属設備、自宅を除く）へ行くための通路となる構造は認められません。
- ◆ 相談カウンター等、情報提供を行うための設備（以下「情報提供設備」という。）を備え、その場所を図面に記載してください。（情報提供設備とは、薬剤師が患者等に対し、調剤した薬剤や、医薬品について適正な使用のために必要な情報を提供するための設備をいう。）また、情報提供設備は、容易に移動できない設備としてください。
- ◆ 情報提供設備は、できる限り患者個人のプライバシーに十分配慮した構造にしてください。
- ◆ 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び第一類医薬品は、薬剤師が顧客に必要な情報を提供できるように陳列してください。
- ◆ 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び第一類医薬品を陳列する場合は、情報提供設備の後ろの棚等、購入者の手が届かない場所に陳列するか、鍵のかかる場所に保管し、その場所を図面に記載してください。
- ◆ 指定第二類医薬品を陳列する場合は、薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び第一類医薬品と同様に情報提供設備の後ろ等に陳列するか、鍵のかかる場所、あるいは情報提供設備から7mの範囲内に陳列し、その場所を図面に記載してください。
- ◆ 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品を販売しない時間帯がある場合は、シャッター、パーティション、チェーン等の構造設備により物理的に遮断され、進入することが困難な設備を設置し、図面に記載してください。
- ◆ スーパーや店舗販売業などの一面を薬局とする場合は、壁又は床へのライン引き、床の色を変える等、薬局と他の場所を明確に区別してください。また、薬局内に専用のレジを設けてください。薬局のみを閉鎖する場合は、シャッター、パーティション等の構造設備により物理的に遮断され、薬局内に従業員以外の者が進入することが困難なものであることとし、可動式の構造設備の場合には、従業員以外の者が動かすことができないような措置を講じてください。
- ◆ 毒物劇物販売業を併せて行う場合は、調剤室を除く情報提供設備の内側等に毒物劇物保管庫（次に適合するもの）を設置し、その位置を記載してください。
  - ・ 堅固なもので、施錠でき、容易に移動できないよう固定されたもの
  - ・ 毒物及び劇物取締法で規定された表示をすること（「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」）
- ◆ 医療機器の販売を併せて行う場合は、薬局内に医療機器の保管場所を記載してください。
- ◆ 医薬品の貯蔵設備を設ける場合は、その場所を記載してください。
  - ・ 医薬品の貯蔵設備を設ける区域は、他の区域から明確に区別してください。

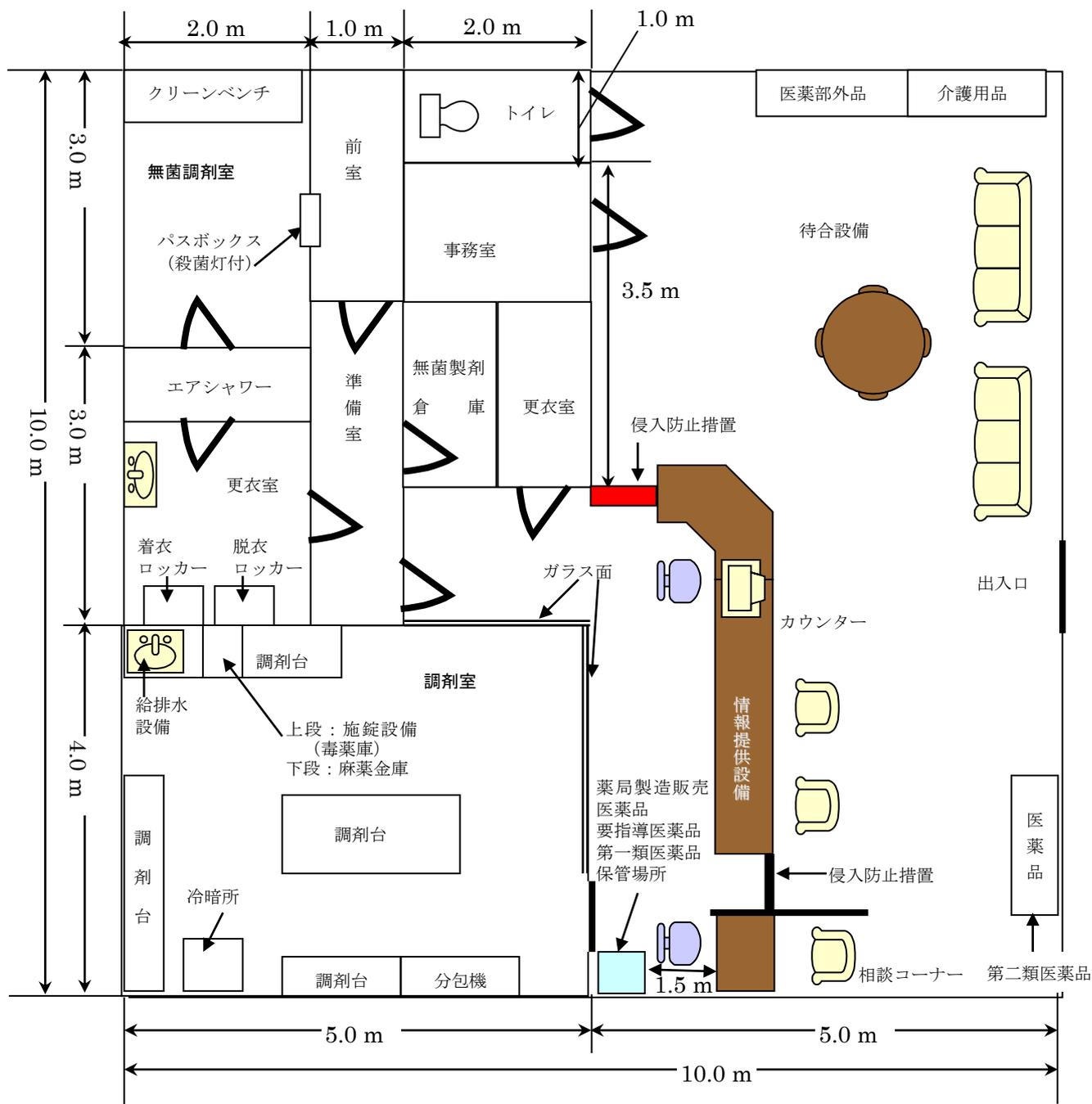
### <調剤室>

- ◆ 調剤室は、他の場所へ行くための通路となる構造は認められません。
- ◆ 調剤室内には、調剤台・冷暗所・給排水設備・毒薬保管庫（容易に移動できないよう固定された鍵のかかる設備）の位置を記載してください。
- ◆ ガラス面は、横幅がわかるように太線等でわかりやすく記載してください。
- ◆ ガラス面は、高さが人間の腰の高さから頭の高さ程度、横幅は調剤室と待合室が接する面のおおむね半分以上確保し、患者が調剤室内を見渡すことができるようにしてください。構造上、ガラス面を設置しても調剤室の大部分が見渡せないような場合は、ガラス面を設置した上で、調剤室にテレビカメラ等を設置し、また待合場所にモニター等を設置するなど、調剤室内が見渡せるような工夫をしてください。
- ◆ 麻薬小売業を併せて行う場合は、調剤室内に麻薬保管庫（固定、堅固、施錠）を設置し、その位置を記入してください。
- ◆ 調剤室の入り口を、情報提供設備（カウンター等）の後ろに設置するなど、調剤依頼者等が容易に調剤室に進入できないような措置を講じてください。
- ◆ 薬剤師不在時間がある場合には、調剤室を閉鎖できるようにしてください。

4-3-2 無菌調剤室を設ける場合 (IVH 等の無菌製剤処理を行う薬局)

○ IVH 等の無菌製剤処理を行う薬局は4-3-1による他、審査基準に適合する無菌調剤室を設けてください。

(平面図の記載例)



<面積算出式>

薬局 :  $5.0 \text{ m} \times 10.0 \text{ m} + 2.0 \text{ m} \times 1.5 \text{ m} + 5.0 \text{ m} \times 4.0 \text{ m} + 2.0 \text{ m} \times 3.0 \text{ m} = 79.0 \text{ m}^2$

調剤室 :  $5.0 \text{ m} \times 4.0 \text{ m} = 20.0 \text{ m}^2$

無菌調剤室 :  $2.0 \text{ m} \times 3.0 \text{ m} = 6.0 \text{ m}^2$



## 薬局開設許可申請書 記載時の留意点

- ① 薬局の名称
  - ◆ 「薬局」の文字を必ずつけてください。
  - ◆ 医薬品を取り扱う施設としてふさわしい名称にしてください。
- ② 薬局の所在地
  - ◆ 住居表示のとおり記載するとともに、ビル、市場内等の場合には「〇〇ビル〇階、〇〇ビル〇号室」等詳しく記載してください。
- ③ 薬局の構造設備の概要
  - ◆ 「別紙のとおり」と記載し、別紙で構造設備の図面を添付してください。
- ④ 「調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要」及び「医薬品の販売又は授与を行う体制の概要」
  - ◆ 「別紙のとおり」と記載し、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」で規定されている「指針」「手順書」を別紙で添付してください。確認の上、後日返却します。
- ⑤ (法人にあっては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名
  - ◆ 薬事に関する業務に責任を有する役員が複数名いる場合は、当該役員全員の氏名を記載してください。
  - ◆ 代表取締役(代表執行役)は全ての業務の決定権があるため、全員が薬事に関する業務に責任を有する役員となります。
- ⑥ 通常の営業日及び営業時間
  - ◆ 「月～金 9 時～18 時、土 9 時～14 時」のように医薬品を販売する営業日・営業時間を記載してください。営業時間とは、「実店舗の開店時間」と「(実店舗の閉店時間に)特定販売を行う時間」を合わせた時間をいいます。
- ⑦ 相談時及び緊急時の連絡先
  - ◆ 緊急時に連絡が取れる電話番号・メールアドレス等を記載してください。
- ⑧ 薬剤師不在時間(※)の有無
  - ◆ 薬剤師不在時間(※)の有無について、該当する箇所を○で囲んでください。(※薬剤師不在時間:開店時間のうち、薬局において調剤に従事する薬剤師がその薬局以外の場所においてその薬局の業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に薬局内に薬剤師が不在となる時間をいいます。医薬品医療機器等法施行規則第 1 条第 2 項第 2 号関係。)
- ⑨ 特定販売(※)の実施の有無
  - ◆ 特定販売(※)の実施の有無について、該当する箇所を○で囲んでください。(※特定販売:その薬局におけるその薬局以外の場所にいる者に対する一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品(毒薬及び劇薬であるものを除く。)の販売又は授与をいいます。医薬品医療機器等法施行規則第 1 条第 2 項第 2 号関係)
- ⑩ 健康サポート薬局(※)である旨の表示の有無
  - ◆ 健康サポート薬局(※)である旨の表示の有無について、該当する箇所を○で囲んでください。(※健康サポート薬局:患者が服用する医薬品に関する情報の一元的な把握並びにそれに基づく薬学的管理及び指導等を行う機能並びに国民による主体的な健康の維持増進の支援を積極的に行う機能を有し、国の定める基準を満たした薬局をいいます。医薬品医療機器等法施行規則第 1 条第 2 項第 5 号関係。)
- ⑪ 申請者の欠格条項
  - ◆ (1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときには「なし」(申請者が法人の場合で役員が複数名いる場合は「全員なし」と記載してください。当該事実があるときは、(1)、(2)欄にあってはその理由及び年月日を、(3)欄にあってはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあってはその違反の事実及び年月日を記載してください。また、(6)欄に該当するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の機能の障がいに係る医師の診断書を添付してください。
- ⑫ 薬局において販売し、又は授与する医薬品の区分
  - ◆ 医薬品の区分について、該当する箇所に印(☑)をつけてください。
- ⑬ 1日平均取扱処方箋数
  - ◆ 推定により見込み枚数を記載してください。
- ⑭ 兼営事業の種類
  - ◆ 兼営事業について、該当する箇所に印(☑)をつけてください。
- ⑮ 備考欄
  - ◆ 管理薬剤師の直近の前職を記載してください。

- ◆ 省略する添付書類に印(☑)をつけてください。また、該当書類を添付した薬局等の名称、許可番号、提出年月日等を記載してください。
- ⑩ 申請年月日
  - ◆ 申請書を提出する日付を記載してください。
- ⑪ 申請者の住所、氏名
  - ◆ 住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本社の所在地を記載してください。
  - ◆ 氏名について、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された商号及び代表者の役職（代表取締役等）・氏名を記載してください。
- ⑫ 連絡先
  - ◆ 担当者名及び電話番号を記載してください。